

仙台市放課後子どもプラン推進委員会設置要綱

(平成19年5月31日市長決裁)

(設置)

第1条 放課後子どもプランの適切かつ円滑な実施と、本市における今後の放課後対策事業の総合的な在り方を検討するため、仙台市放課後子どもプラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、「放課後子どもプラン」とは、次に掲げる事業を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策をいう。

- (1) 放課後子ども教室推進事業
- (2) 放課後児童健全育成事業

(所掌事項)

第3条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 放課後子どもプランの実施方針に関すること
- (2) 放課後子どもプランの実施にあたっての安全管理、広報活動及び指導者研修の方策に関すること
- (3) 地域団体その他放課後子どもプランの実施に関する協力者との連携の在り方に関すること
- (4) その他放課後子どもプランについて必要な事項

(組織)

第4条 推進委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、学識経験者、子供未来局子供育成部長、教育局生涯学習部長及び放課後子どもプランの実施に関係する団体の構成員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員長は、必要に応じて推進委員会の会議を招集し、その議長となる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、子供未来局子供育成部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年5月31日から実施する。
(仙台市児童館ネットワーク懇話会設置要綱の廃止)
- 2 仙台市児童館ネットワーク懇話会設置要綱（平成9年9月12日市長決裁）は、廃止する。

附 則（平成22年3月31日改正）

この改正は、平成22年4月1日より実施する。